

# 代議員選挙規程

(平成 23 年 11 月 13 日 改定)

一般社団法人日本溶射学会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本溶射学会（以下「この法人」という。）の定款第6条第3項の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 代議員とは、この法人の会員でこの規程に基づき選出された者で、会員を代表してこの法人の社員として社員総会で議決を行う者をいう。

### (選出方法)

第3条 代議員は、総会員の中から選挙により選出する。

### (代議員の定数)

第4条 この法人の代議員の総定数は、定款第6条第2項に規定する基準に基づき、理事会で決定する。

2 代議員の総定数は、代議員の選挙が行われる年の4月1日現在の会員の総議決権数を基準に算定するものとする。

3 各支部組織ごとの代議員の定数は、定款第6条第2項に規定する10の議決権を有する会員の中から1の議決権の割合をもって算出される代議員の合計数とする。支部ごとの端数の調整は理事会で別に定める。

### (代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、定款第6条第6項の規定により選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

### (選挙の時期)

第6条 この法人の代議員の選挙は、定款及びこの規程に定めるところにより、現任の代議員の任期が終了する前月の末日までに次期代議員の選挙を行わなければならない。

### (選挙人の資格)

第7条 正会員における選挙人は、代議員を選出する日において、会員として承認されている者でなければならない。

2 特別会員及び賛助会員における選挙人は、法人の種別及び等級に応じて登録可能な個人数を上限として、この法人に登録された個人とする。法人会員である特別会員及び賛助会員における登録可能上限数は、特別会員1級は15名、特別会員2級は10名、賛助会員1級は7名、賛助会員2級は5名とする。

3 前項における法人会員である特別会員及び賛助会員に属する個人登録者は、代議員選挙執行上、正会員個人とみなす。

### (被選挙人の資格)

第8条 被選挙人は、代議員を選出する日において、前条の規定に従い正会員として承認されている者でなければならない。

## 第2章 選挙管理委員会

第9条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、この法人に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の運営については理事会において別に定める委員会規程による。

### （委員長及び副委員長）

第10条 委員会の委員長は、会員並びに学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置いてもよい。副委員長は、会員並びに学識経験者のうちから、委員長が選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### （委員）

第11条 委員会の委員は、会員並びに学識経験者のうちから、委員長が選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。

2 委員（委員長、副委員長を含む。以下同じ。）は、3名以上6名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

6 委員が代議員候補者に選任された場合、その職を解く。

7 会長は委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

### （委員会の業務）

第12条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 会員への代議員選挙の周知
- (2) 代議員候補者名簿の作成
- (3) その他代議員選挙に関し必要な事項

## 第3章 代議員の選出

### （代議員の選出方法）

第13条 代議員は、この法人の会員による選挙に基づいて選出する。

### （代議員選挙の公示）

第14条 委員会は、代議員選挙の投票用紙送付が開始される日の1箇月前までに、代議員立候補の受付のための公示を行わなければならない。

#### (公示内容)

第 15 条 前条の公示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代議員の総定数及び各支部組織ごとの定数
- (2) 代議員の任期
- (3) 代議員立候補受付期間
- (4) 投票日
- (5) 開票日
- (6) その他必要な事項

2 委員会は、前項第 1 号の定数を基に、総会員の中から代議員候補者を募るものとする。

#### (立候補受付期間)

第 16 条 委員会は、2 週間を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

2 前項の場合、立候補者とは、自薦及び他薦を問わないものとする。

#### (応募手続)

第 17 条 代議員に立候補しようとする会員は、前条に定める立候補受付期間内に次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 略歴書
- (2) 会員 10 人以上の推薦書

2 前項の届出は、立候補者受付期間内に委員会に必着することを要する。

#### (代議員候補者の推薦)

第 18 条 委員会は立候補締切時点で、立候補者の人数が支部に定められた代議員定数を満たさなかった場合、定数を上限として各支部組織ごとの代議員選挙に関する候補者推薦業務を、各支部組織に委任することができる。

2 各支部組織ごとの支部長は、支部に与えられた枠内で代議員候補者を指名し、委員会に推薦するものとする。

#### (候補者名簿の公表)

第 19 条 委員会は、各支部組織単位の候補者名簿を作成し、次の各号について各支部組織ごとの会員に公表しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 勤務先

#### (選挙方法)

第 20 条 代議員の選挙は、郵便投票により、次の方法により行うものとする。

- (1) 投票は、投票日までに会員の無記名投票により行うものとする。
- (2) 前号の無記名投票は、立候補者の氏名が列記された用紙に○印記入をもって信任とし、×印記入をもって不信任とする。ただし、無印の場合は、信任したものとみなす。

2 前項の投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、各号のいずれにも該当しないものは、委員会において判断するものとする。

- (1) 正規の投票用紙を使用していないもの
- (2) 投票用紙の立候補者の氏名の欄に○×印以外の記号を記入したもの
- (3) 判読ができないもの

**(代議員の選任)**

第 21 条 代議員は、代議員選挙の開票終了の日をもって、新たに選任されたものとみなす。

**(選挙結果の報告)**

第 22 条 委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、その結果を会員に通知しなければならない。

**(代議員の資格)**

第 23 条 代議員たる会員が会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

**(規程の改廃)**

第 24 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

**附 則**

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 5 月 14 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 13 日から施行する。